

A 所有者不明土地の概要

- 所在：山口県山口中中心商店街アーケード（市道）沿い（対象筆数：2筆）
- 所有者不明土地の状況
 - ・面積約40㎡
 - ・隣接する法定外公共物と合わせて道路として利用されており、不特定多数が通行する。アーケード（市道）に接道。
 - ・登記簿上は所在不明の個人名義（明治時代に所有権移転登記）、住所は山口市内、本人名義の抵当権設定あり
 - ・職権により山口市保管旧土地台帳を照会し、戸籍調査によって、法定相続人26名（うち、海外在住者1名）を把握。

C 事業概要（土地の利活用方針）

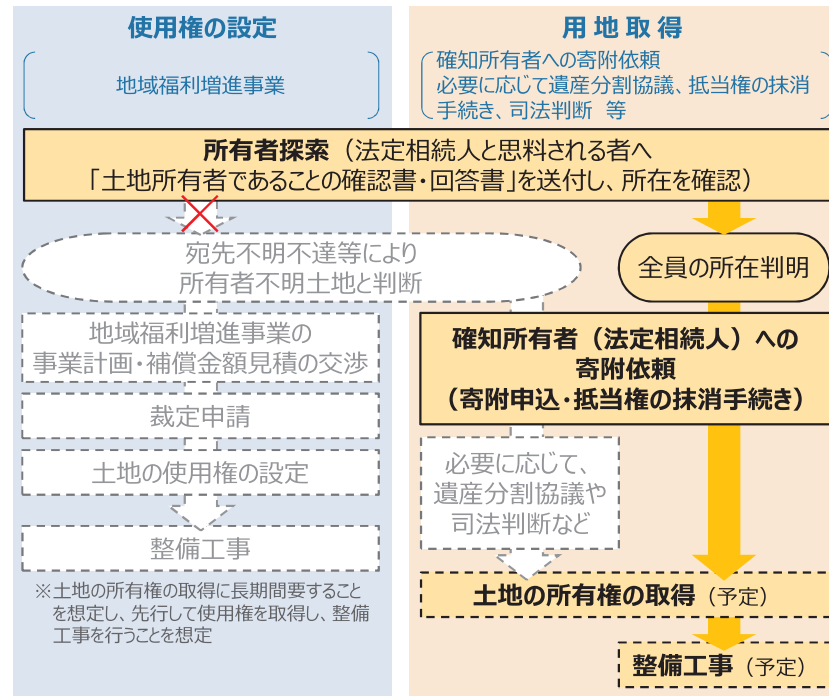
- 用途：広場（法第二条3項6号の公園・広場）
- 利用目的
 - ・当該地域では、狭あい道路や接道不良敷地が多く存在しており、住宅市街地総合整備事業（山口駅前地区）によって、道路拡幅や広場整備と同時に接道不良を解消し、良好な住環境と防災性の向上、にぎわいの創出などに取り組んでいる。
 - ・同事業の推進に当たり、道路及び広場整備の事業予定区域に相続未了による所有者不明土地の存在が判明したため、この有効活用（早期利用）が課題となっている。
- 事業イメージ
 - ・道路及び広場の整備に当たり、所有者不明土地を広場用地の一部として活用することを想定。
 - ・広場は、アーケード沿いの立地を活かし、休憩や交流等にぎわい創出に寄与する空間として活用予定。活用に当たっては、山口市（事業、管理主体）、近隣住民、商店街組織、周辺事業者等と連携し、方策を検討中。

B 事業主体／関係協力先

- 事業主体：山口市
- 関係協力先：
 - ・弁護士（所有者不明土地の活用に向けた法務手続きに関する調査）
 - ・山口県土木建築部（地域福利増進事業の裁定申請に関する所管部署）
 - ・まちづくりコンサルタント（地域の合意形成支援、土地所有者との協議資料、裁定申請書類等の作成など）

D 取組概要

所有者不明土地活用フロー（当初の想定を含む。□が実際に実施した項目）



【今年度のモデル調査における取組成果】

- ・所有者探索（法定相続人への確認書送付）の結果、全員の所在が判明。（＝地域福利増進事業の要件である「所有者不明土地」ではないことが判明）
- ・所在が判明した法定相続人（26名）に土地の寄附依頼を行い、2月18日時点で17名（持ち分約7割）の同意を得た。
- ・寄附を受けた持ち分について、所有権の移転手続きを予定。

【今後の取組（予定）】

- ・所有権100%取得に向けた働きかけ
- ・広場整備着工